

公認会計士法（抄）

昭和23年 7月 6日法律第103号

平成26年 6月27日法律第91号改正まで

（公認会計士の使命）

第1条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

（公認会計士の業務）

第2条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 第1項の規定は、公認会計士が他の公認会計士又は監査法人の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

（登録の義務）

第17条 公認会計士となる資格を有する者が、公認会計士となるには、公認会計士名簿に、氏名、生年月日、事務所その他内閣府令で定める事項の登録（以下この章において単に「登録」という。）を受けなければならない。

（公認会計士又は監査法人でない者の業務の制限）

第47条の2 公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第2条第1項に規定する業務を営んではならない。

（名称の使用制限）

第48条 公認会計士でない者は、公認会計士の名称又は公認会計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

2 前項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用すること又は外国公認会計士がその資格を示す適当な名称を使用することを妨げない。

第48条の2 監査法人でない者は、その名称中に監査法人又は監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

2 無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

3 協会でない者は、協会の名称又は協会と誤認させるような名称を使用してはならない。

第50条 第47条の規定に違反した者又は公認会計士若しくは外国公認会計士となる資格を有しない者（公認会計士又は外国公認会計士となる資格を有する者で第4条各号のいずれかに該当するものを

含む。)で第47条の2の規定に違反したものは、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～三 〔略〕

四 第48条第1項の規定に違反した者

五 第48条の2第1項から第3項までの規定のいずれかに違反した者

2 〔略〕